

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）濁池地区）計画を平成22年2月12日定めた。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年2月23日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成22年2月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀